

平成 27 年度税制改正大綱の発表

概要

2014年12月30日、法人実効税率の段階的な引き下げ等を盛り込んだ平成27年度税制改正大綱が発表されました。

法人実効税率の引き下げが明記される一方で外形標準課税（事業税）の拡大や法人税の欠損金繰越控除限度額の縮減も盛り込まれていますが、中小企業に対する一定の配慮も見受けられます。

最大の懸念である消費税率10%の引き上げは平成29年4月とされました。

富裕層への課税強化と世代間の資産移転（祖父母世代から子・孫世代への資産の移転）を促すような施策は過年度から継続しております。

法人実効税率の引き下げ

平成27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げること为目标としております（現在の法人実効税率は概ね35%程度）。

具体的には、法人税の税率を23.9%（現行25.5%）に引き下げることや、中小法人の軽減税率の特例（課税所得のうち、800万円以下の部分に対する税率が19%から15%に引き下げられている）の適用期限の延長（2年）が平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されることとなります。

ただし、不足する税収の穴埋めとして、欠損金繰越控除限度額の見直し（中小法人については変更なし）、受取配当等益金不算入の見直し等が挙げられています。

消費税の引き上げ時期

消費税率の10%引き上げの施行が平成29年4月以降と明記され、いわゆる「景気判断条項」は付さ

れておりません。従って、よほどのことがない限り、平成29年4月1日以降は消費税率10%となります。

富裕層への課税強化：出国税の創出

一定の要件（※）に該当する日本の居住者が、出国して日本の非居住者となる場合に、出国時に対象資産を譲渡等したものとみなして、譲渡所得の金額を計算し、申告納税を行うことになりました。

（※）有価証券等（不動産は含まない）の価額の合計額が1億円以上である者で、出国の前日10年以内に国内に住所を有していた期間の合計が5年超である者。

株式等のキャピタルゲインが非課税とされる国に移住することによる租税回避行為を防止するために作られた制度であり、本人の出国時に未実現利益に課税されることとなります。適用時期は平成27年7月1日以後の出国となります。

子育て資金等の贈与税の非課税措置

結婚・子育て資金の支払いに充てるためにその直系尊属（親・祖父母）が金融機関に信託等をした場合には、この資金については受贈者1人につき1000万円まで贈与税を課さないこととされます（平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるもの）。

（文責：齊藤）

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

資料に関するお問い合わせ

税理士法人 青山トラスト 広報企画室

Email : info@aotaf.jp